

訪問看護及び介護予防訪問看護

訪問看護ステーション心の駅 運営規定

(事業所の目的)

第1条

社会福祉法人共生の里が開設する訪問看護ステーション心の駅（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要看護、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）であり、主治の意思が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営方針)

第2条

- (1) 指定訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- (2) 指定介護予防看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する
- (4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする

- ①名称 訪問看護ステーション心の駅
- ②所在地 福岡県行橋市流末 1277 番地 5

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる

(2) 看護職員等2.5名以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書および訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たる

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(4) 事務職員1名以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする

①営業日 月曜日～金曜日までとする ただし12月29日～1月3日までを除く

②営業時間 午前7時30分～午後5時30分までとする

③サービス提供対応日 年中全て対応する

④サービス提供対応時間 午前7時30分～午後5時30分までとする。

⑤電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする

①病状・障害の観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③排泄等、日常生活の援助

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他意思の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- (1)事業を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2)次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1 kmあたり 30 円を徴収する。
- (3)死後の処置料（在宅で死亡した場合のケア）は、25,000 円とする
- (4)前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- (5)加算料金
以下の要件を満たす場合、基本料金に以下の加算料金が加算される。
緊急時訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定。

※提供するサービスの利用料、利用者負担額については以下一覧に基づいて算定する

介護保険適応の場合

【要介護】1割、または所得によって2割、3割負担

			利用者負担額		
訪問看護	時間内 (単位)	費用額 (10割)(円)	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
訪問看護 I 2 (30 分未満)	471	4710	471	942	1413
訪問看護 I 3 (30 分以上 60 分未満)	823	8230	823	1646	2469
訪問看護 I 4 (60 分以上 90 分未満)	1128	11280	1128	2256	3384

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

			利用者負担額		
	時間内 (単位)	費用額 (10割)(円)	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
訪問看護 I 5 (20 分につき)	294	2940	294	588	882
訪問看護 I 5・2 (40 分以上)	265	2650	265	530	795

【要支援】1割または所得によって2割、3割負担

			利用者負担額		
介護予防訪問看護	時間内 (単位)	費用額 (10割)(円)	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
訪問看護 I 2 (30 分未満)	451	4510	451	902	1353
訪問看護 I 3 (30 分以上 60 分未満)	794	7940	794	1588	2382
訪問看護 I 4 (60 分以上 90 分未満)	1090	10900	1090	2180	3270

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

			利用者負担額		
	時間内 (単位)	費用額 (10割)(円)	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
訪問看護 I 5 (20 分につき)	284	2840	284	568	852
訪問看護 I 5・2 (40 分以上)	142	1420	142	284	426

○夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の訪問の場合 上記単位数の 25%増
 ○深夜（22：00～6：00）の訪問の場合 上記単位数の 50%増

【その他の料金表】

				利用者負担額		
		単位	費用額 (10割) (円)	1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
特別管理加算（Ⅰ）		500	5000	500	1000	1500
特別管理加算（Ⅱ）		250	2500	250	500	750
ターミナルケア加算		2500	25000	2500	5000	7500
複数名訪問看護加算（30分未満）		254	2540	254	508	762
複数名訪問看護加算（30分以上）		402	4020	402	804	1206
長時間訪問看護加算		300	3000	300	600	900
初回加算（Ⅰ）		350	3500	350	700	1050
初回加算（Ⅱ）		300	3000	300	600	900
退院時共同加算		600	6000	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574	5740	574	1148	1722

医療保険適応の場合

後期高齢者（75 歳以上）		1 割、現役並み所得者の方は 3 割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者（70 歳～74 歳）	2 割、現役並み所得者の方は 3 割
		一般（70 歳未満）	3 割（6 歳未満は 2 割）

区分（精神科以外）	基準額	利用料金
基本療養費 1（週 3 回まで）	5,500 円	利用料は 基準額の 1 割～3 割 負担の額とな る
基本療養費 I（週 4 回以降）	6,500 円	
訪問看護管理療養費 I（1 日につき）	7,670 円	
訪問看護療養費 II（2 日目以降）	2,500 円	
訪問看護ベースアップ評価料（I）月 1 回	780 円	
乳幼児加算（3 歳以上 6 歳未満）	1,300 円	
難病等複数回訪問看護 1 日 2 回	4,500 円	
難病等複数回訪問看護 1 日 3 回	8,000 円	
長時間訪問看護加算（基本週 1 回まで）	5,200 円	
退院時共同指導加算	8,000 円	
退院支援指導加算（適応時）	6,000 円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算（適応時/月 2 回まで）	2,000 円	
訪問看護情報提供療養費（月 1 回）	1,500 円	
24 時間対応体制加算	6,520 円	
特別管理加算 I（月 1 回）	5,000 円	
特別管理加算 II（月 1 回）	2,500 円	
緊急訪問看護加算	2,650 円	

区分（精神科）	基準額	利用料金
基本療養費Ⅰ（看護師等の訪問で週３回まで）30分以上	5,500円	利用料は 基準額の 1割～3割 負担の額 となる
基本療養費Ⅰ（看護師等の訪問で週３回まで）30分未満	4,250円	
基本療養費Ⅰ（看護師等の訪問で週４回以降）30分以上	6,550円	
基本療養費Ⅰ（看護師等の訪問で週４回以降）30分未満	5,100円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）基本入院中１回の外泊時	8,500円	
訪問看護療養費 月の初日のみ	7,670円	
訪問看護療養費（１日につき）月の２回目以降	3,000円	
長時間訪問看護加算（基本週１回まで）	5,200円	
退院時共同加算	8,000円	
退院支援指導加算	6,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時/月２回まで）	2,000円	
訪問看護情報提供療養費（月１回）	1,500円	
24時間対応体制加算（月１回）	6,520円	
特別管理加算Ⅰ（月１回）	5,000円	
特別管理加算Ⅱ（月１回）	2,500円	
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）月１回	780円	

保険適応外料金

	時間内８時～１８時	早朝６時～８時 夜間１８時～２２時	深夜２２時～６時
平日（月～金）30分未満	5,000円	6,300円	7,500円
土・日・祝日 30分未満	6,300円	7,900円	9,400円
平日（月～金） 30分以上 60分未満	8,800円	11,100円	13,300円
土・日・祝日 30分以上 60分未満	11,100円	13,900円	16,600円
超過時間利用料 １回のご利用が 90分以上（30分毎）	1,800円		
休日利用料 （土・日・年末年始）	2,500円		
死後の処置料	25,000円		
キャンセル料	1,000円		

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は行橋市、みやこ町、苅田町、築上町等の区域とする

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1)ステーションにおける虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること

(3)ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること

(4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての留意事項)

第11条

(1)ステーションは、看護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する

①採用時研修 採用後6カ月以内

②継続研修 年1回

(2)従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する

(3)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする

(4)この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共生の里とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する